別記様式(第2条関係)

処分説明書

1　被処分者氏名(ふりがな)

(1) 所属職名

(2) 職名

2　処分時期

3　根拠法規

4　処分の種類及び程度

5　処分の理由

6　教示

1. 審査請求について

この処分について不服がある場合は、地方公務員法第49条の2の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、糟屋郡公平委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができ　なくなります。

1. 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、(1)の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、粕屋町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において粕屋町を代表する者は、粕屋町長です。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア　審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

イ　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。